



日本記者クラブ

「ドイツ戦後処理の再検証」

著者と語る『〈和解〉のリアルポリティクス
—— ドイツ人とユダヤ人』

武井彩佳 学習院女子大学准教授

2017年3月16日

ユダヤ人を虐殺した国ドイツとユダヤ人の国イスラエルの戦後和解はいかにして成し遂げられたか。道徳的な謝罪や反省の言葉だけではなく、国益を懸けた計算がからみあっていた。武井彩佳さんは『〈和解〉のリアルポリティクス—— ドイツ人とユダヤ人』（みすず書房 2017年）を出版し、加害者と被害者の交渉と和解がもたらした戦後の歴史をリアルポリティクスの視点から描いた。

武井さんは2015年、日本記者クラブの戦後70年取材団にも参加し、ドイツとイスラエルを記者とともに取材した。この日は①イスラエルとの和解におけるリアルポリティクスとは②刑事処罰が作る社会規範③当事者不在の時代の記憶の在り方——の3つのテーマでドイツの戦後処理を語った。さらに、「当事者が亡くなると個人の記憶から集合的記憶に移り、ポストメモリーが形成される時代に記憶をどう伝えるのか」「日本とドイツの戦後の出発点は似ているのに、和解の到達点が異なるのはなぜか」といった論点についても語った。（末尾にレジュメ3枚があります）

司会：倉重篤郎 日本記者クラブ企画委員（毎日新聞）

[YouTube 日本記者クラブチャンネル動画](#)

©公益社団法人 日本記者クラブ

司会(倉重篤郎 日本記者クラブ企画委員＝毎日新聞＝) きょうは、武井彩佳先生に、最近の著作であります『〈和解〉のリアルポリティクス ドイツ人とユダヤ人』（みすず書房 2017 年 1 月刊）という本についてお話を聞きたいと思います。

私もちょっと読ませていただいたんですけども、600 万人もの一定の人たちを抹殺するホロコーストが、70 年余前にありました。その取り返しのできない歴史を、戦後のナチを引き継いだドイツ連邦共和国とユダヤ人社会がどういう形でいまに至る和解をなしたのかということについて、あらゆる観点から事実を整理した。その謎といいますか、70 年の重い歴史の経過を書いた本だと私は受けとめました。

先生も書いておられるけれども、日本人から見ると、常にドイツはすばらしいという見方、あるいはあまりにも日本と条件が違うという見方もあるし、それから、あんなことはさすがに俺たちはできないなという、突き放した見方もあります。ともかく事実立脚して何が行われたのか。それは、双方の国家とか民族にとって、どういう次元で、思惑で行われたのかということについて、非常に怜悯にてファクトを整理していただいた本だと思います。知らない話も相当、幾つかありました。

先生は、一昨年 7 月、戦後 70 年の企画で、日本記者クラブ取材団がドイツ・イスラエルを訪問して、両国のそうそうたる方々から話を聞く機会を得たんですけども、そのときにメンバー兼通訳でついてきていただきました。そのころから、多分、温めておられたことをまとめられたのだと思うんですが、いま思うと、われわれ新聞記者、自分の目が節穴だったのかもしれない。先生は新聞記者以上の取材と詰めを、ファクトの収集をされているので、私は敬服しております。

では、お願いします。

よくも悪くもリアルポリティクスに立脚したドイツの戦後処理

武井彩佳・学習院女子大学准教授 ありがとうございます。

先ほど、ご紹介がありましたように、戦後 70 年の年に、この記者クラブでまずお話しさせていただく機会をいただきまして、その後、訪問団に同行させていただいたことの、ある意味では、結晶が本書になりました。その意味では、この場でもう一度、自分の仕事を紹介させていただけることを非常に喜ばしく思っております。

本はまだ読んでいらっしゃる方も当然いらっしゃると思いますので、簡単にご紹介させていただきますと、日本とドイツの戦後処理というのは、非常に比較されることが多いわけですが、これをリアルポリティクスという観点から捉え直したものです。

レジュメのほうに一応構成が示されておりまして、1 部、2 部、3 部とありまして、1 部で対外的、国際的な和解形成のプロセスを検証しています。第 2 部では、ドイツ国内において過去への姿勢が社会的な規範となる、その過程を分析しています。第 3 部では、現在われわれは当事者不在の時代に入っているわけですが、こうした時代の記憶のあり方を取り上げています。

きょうは、時間の制約もありますので、まず 1 部から 3 部まで、それぞれ最も伝えたかったことに限定してお話ししたいと思います。それがきょうのテーマの①②③ということになりますが、同時に、このドイツという窓を通してわれわれの問題ですね、アジアの和解をめぐる問題を考える際の一つの手がかりになればよいと考えております。

きょうの話でドイツと言ったときは、統一前は西ドイツに限定しておりますので、東ドイツもしくはドイツ帝国の一部をなしていたオーストリアについては扱っておりません。

さて、本のタイトルにありますように、ドイツの戦後処理は、よくも悪くもリアルポリティ

クスに立脚した、非常に現実主義的なものであったということは、あまり知られてないように思います。というのも、私たち、過去に対するドイツの規範的な姿勢に非常に目が行きがちでして、また、そうしたイメージが日本には定着していると思います。

例えば首相のブランドがワルシャワ・ゲッターでひざまずいた姿であるとか、ワイツゼッカー大統領の「過去に目を閉ざす者は現在にも盲目となる」といった非常に有名な演説とか、よく言われる歴史教育の徹底したところとか、非常に規範的な姿勢というものに目が行くわけです。

1950年代にドイツを和解へと突き動かした最大の要素は冷戦であった

ただし、こういったイメージというのは、実は、80年代以降に定着するもので、和解の基礎というのは1950年代、60年代に、もうすでにでき上がっています。そのときは、和解というのは、基本的には経済と軍事関係だったわけですね。ですので、一般にわれわれ、和解といいますと、どうしても心の問題として捉えがちなんですけれども、実は、ドイツの戦後処理の成功を、過去への反省とか、償いへの意思とか、こういった部分にだけ求めていると、実際に和解を制度的に——制度的というのが重要なのですが——、制度的に支えていた構造がみえなくなるのではないかと私は考えます。

そういった観点からみますと、1950年代にドイツを和解へと突き動かした最大の要素は、私の意見では冷戦であったというふうに考えています。

ご存じのように、ドイツは国が2つに分断されていますので、まさに冷戦の最前線、国の中に前線があるというイメージです。ですので、安全保障が一番大事なのですが、とにかく西側の軍事同盟の中で地位を確立する必要があります。そのためには、ドイツの被害国とか犠牲者集団と和解して、国際社会に復帰する必要があります。

その手段がまず補償なんですね。しかし、和

解の表の面を補償としますと、裏面というのがあります。これがドイツによるイスラエルへの軍事支援です。これは無償の武器供与——ライフルとか、爆薬とか、こういったものから潜水艦に至るまで——非常に大規模なものです。当然のごとく、諜報活動においても非常に早い段階から協力関係にあります。簡単に言うと、中東でユダヤ人国家が、イスラエルが生き残っていくための物的、軍事的基盤の確立にドイツが力をかしてきたことによって、政治的な和解が達成されたと言えると思います。

したがって、これは明らかに上からの和解です。国によって和解へのルールが最初に敷かれて、これに沿って両者の政治経済関係が展開する。こうした中で関係性が既成事実化されていく。

経済とか軍事を通して、一旦、制度的に関係が構築されますと、互酬関係の維持が重要になります。そうすると、自己保存能力といいますか、その関係性を保つ力が働くようになります。そういう中で、急な方向転換というのは非常にデメリットが多いので、選択されなくなります。そうすると、一種、雪玉が転がり出したらなかなかとまらないのと一緒で、かなり大きくなりつつ進んでいってしまう。こうした関係の積み上げが、結果として和解であると「みなされるようになった」と思います。

そもそもアメリカを中心とする戦後の西側体制というのは、戦争で戦った国同士の和解を前提として成り立っています。それがNATOというものです。したがって、冷戦の東西対立の中に、ドイツ人とユダヤ人の和解への方向性が多分プログラミングされていたんだと考えます。特に戦後最初のドイツの首相であるアデナウアーという人物が保守であって、かつ、強く反共であった。これが和解と安全保障を抱き合わせにしたので、逆に和解がスムーズに進んだのだと考えています。

これは、われわれが抱くイメージとはちょっと違うんですね。なぜかという、一般的にわれわれは和解というと、保守よりは革新のほうが積極的であるというイメージがあって、保守というのは、どちらかというと、阻害要因に

なることが多いと考えるわけですが、実は、ドイツの初期の和解の成立においてはそうではなかった。保守、反共であったから、ある意味で進み始めたと思います。

つまり、ドイツ人とユダヤ人の場合は、国家主導の和解が心の問題としての和解に先んじていた。しかし、この2つ、政治的な和解と心の和解というのは、徐々に距離が縮んでいきます。

金銭補償の欠陥を埋めるのは謝罪のジェスチャー

では、どうやってギャップを埋めたのかということですが、ドイツの戦後処理がうまくいったと言われるのは、まず和解への意思を目にみえるものとか体感できるものとして明確に物質化、具体化したためです。どういうことかというと、軍事援助をするので安全が確保されとか、補償をしますので、補償によって消費財がふえて生活の質が上がるといったことなんですけれども、こういった物的なレベルと同時に、ドイツは機会があるごとに謝罪のジェスチャーを示してきたのだと思います。

なぜ、ジェスチャーが必要なのかというと、物的なレベルでの償いに精神的なものが欠けると、やはり和解が骨抜きになってしまうからなんです。

実は、この問題を考えるのに非常によいのはマイケル・サンデルでして、「これからの『正義』の話をしよう」の後の本で、『それをお金で買いますか 市場主義の限界』（早川書房）というのがありますが、あれが非常に役に立ちます。

サンデルは、その中で、本来、金銭的な物差しではかるのには適さないものがあって、それは例えば公共心とか名誉とかですけれども、ここに市場の原理が持ち込まれると、善——good、善が腐敗すると言っているのです。

私は、過去の加害に対して金銭とか物で支払う、これで償うという行為が、まさに市場の原理が善を腐敗させる例に当たると考えていま

す。つまり、こうむった苦痛を金銭に換算するときに、反省して悔い改めるという善が腐敗する、傷つけられているわけなんです。

ただし、人の死とか苦痛とか、失われてしまった時間とか、こうした取り返しのつかないものに対して償おうと思ったら、この世の中に端的に言う和金以外の尺度というのは存在しない。これは事実だと思います。金が全ての国において交換可能であるという意味で、やっぱり苦痛というのを金以外ではかることはできないわけです。

したがって、物的な状況の改善が犠牲者にとっては最大の福利になるというのは明らかなんですけれども、苦痛に対してお金を払う際に、やはり何か嫌な感じが残る。犠牲者の側からすると、苦痛が金に置きかえられた時点で、何か非常に重要なものが失われている。何か欠陥があるもので満足させられているという感覚を持ちますので、いつまでたってもわだかまりが残る。

つまり、金銭的な手段による補償というのは、本質的に瑕疵がある。このために絶対100%満足されることがない、だから、補償問題はいつまでたっても完全には解決しない。したがって、何でこの欠陥を埋めなければいけないのかと考えたとき、それが謝罪などのジェスチャーなのだと思います。

ドイツがよかった点は、ナチズムの断罪を国家的な原則として採用したことでありまして、これによって犠牲者との関係性の型が明白になったのだと思います。つまり、最初に白旗を上げてしまっただけで、この点においては国としてはいかなる修正も試みないということを宣言する。謝罪の姿勢に変更がないというのは、安心感を与えるわけですね。したがって、両者の関係が安定化します。これは、日本のケースですと、例えば「侵略ではなかった」とか、そういうことがポツポツと発言として出てくると、そこで非常に関係が不安定化してしまうわけです。

ドイツの場合は、心でどう思っているかは別として、ジェスチャーは一貫してきております。

常に謝罪から始めるわけですので、安心して従来の交渉を続けることができる。ただし、その反面で、ドイツは利益と不利益をきちんとはかって、リアルポリティクスに立脚した実務処理を続けてきたのだと思います。

日韓関係との比較 ―政治的な和解と心の和解との間にあるギャップが埋まらなかった

私は韓国の問題にはあまり詳しくなくて、多分、皆さんがご存じ以上のことは知ってはいないと思うんですけども、ドイツを窓口にしてみるときに、冷戦が国家間関係を規定したという点は、アジアにおいても同じだったと思います。では、なぜ、一方の戦後処理は成功したとみなされていて、他方では未解決だと言われているのか。

これは、日韓関係を例に考えてみると、個人的な見解としては、こういう状況が生まれているのではないかと考えるわけです。まず、日本も韓国も冷戦下においてはアメリカに寄りかかって生き残りを図った点では、ドイツとイスラエルの関係と同じなんですね。ドイツもイスラエルも、やっぱりアメリカ中心の安全保障に含まれることを常に意識してきたわけです。

実は、あまり意識されていないんですけども、日韓基本条約が結ばれた1965年は、これによって（日韓の）国交ができますけれども、実は、イスラエルとドイツの国交が樹立された年と同じです。ただ、違いは、1965年にドイツ・イスラエル間の国交が樹立される前に、すでにドイツはイスラエルに対して国家的な補償を行っていた。かつ、国交がなかったけれども、もうすでにその時点に非常に深い軍事的な協力関係があったということだと思います。

冷戦が政治判断の枠組みとなる間は、国家は大抵リアルポリティクスを実践する傾向にあると思います。安全保障的な意味で、生きるか、死ぬかという選択をしなければいけなかったら、現実的にならざるを得ないということなのですが、ここでは国家の利益が優先されますの

で、個人の問題、個人レベルの話は押さえ込まれて、比較的表面化しにくい。

日韓も、多分、70年代ぐらいまではそんな関係だったのではないかと思います。比較的問題がないようにみえていたということですね。その後、ドイツの場合はリアルポリティクスで非常に現実的にアプローチしながらも、和解のジェスチャーをどんどん積み重ねていったので、政治的な和解と心の和解のギャップが埋まっていったのではないかと。

これに対して日韓の場合は、確かに韓国は80年代にならないと民主化しないという状況がありますけれども、多分、国が経済援助などを通して進めようとした和解の形と、犠牲者本人の心の和解の間にあるギャップが埋まらなかったことに、現在まで問題が持ち越されている一因があるような気がします。

これが90年代のポスト冷戦の時代になると、個人というのが前面に出てきますので、そうすると、個人の声が聞こえてくる。さらに、現在のインターネットの時代になりますと、もう個人の声が拡散するスピードに国家の政策が全然ついてこなくなるわけですね。したがって、押さえ込めなくなってくるわけです。

このため、和解におけるリアルポリティクスというのは、多分、冷戦のような非常に大きな対立構図がある時代は、最も効率的な政策だったのだと思います。なぜかという、国家間が和解をすることにメリットを見出しているときに和解が最も前進するからなんですね。

ただし、現在ではどちらの側にももはや和解のメリットが見出せなくなっているのです、世論が常に政策の先を行ってしまう。こういう状況が生まれているのではないかなと思うわけです。

専門家ではありませんので、このあたりで次のテーマに入らせていただきます。これが①のところでした。

ドイツの社会規範——過去のナチ犯罪と現在のナチ的な犯罪に対する刑事処罰

2番目、これは第2部と対応しておりまして、きょうは刑事処罰がつくり上げてきたドイツの社会規範というものについて考えたいと思います。

お話ししてきましたように、ドイツは対外的にはリアルポリティクスで和解を追及してきたわけです。ただし、国内においてはかなり地道にナチ犯罪者を裁きまして、またユダヤ人に対するヘイト行為を取り締まって、社会規範の確立に努めてきました。こうした刑事処罰には2つ側面がありまして、レジュメの最初にあります。まず過去になされた犯罪を裁くという面と、もう一つは、現在起こるナチ的な犯罪を規制して処罰するということです。

実際に過去の克服を進めるための法がドイツはかなりあります。(レジュメに黒ポツで示してありますが)ナチ的な政党は違憲ですので、存在できないわけです。実際に過去にも、1952年に「社会主義帝国党」というのが違憲判決で解散させられています。ご存じのように、ナチのシンボルは、例えばハーケンクロイツの旗とか、親衛隊の制服とか、こういったものは公の場では使ってはいけないことになっている。当然、ナチのプロパガンダを行うことも禁止されています。さらに死者の記憶を冒瀆すること、特にユダヤ人の死者の記憶を冒瀆することは禁じられている。

重要なのは、挙げてあります刑法130条、「民衆扇動罪」と呼ばれるものでして、これがいわゆるヘイトクライムとかヘイトスピーチに対応するものです。最近、ヒトラーの『わが闘争』が買えるようになったというニュースが出ていましたけれども、そのままではなくて、注釈がついている形でないといえないわけですね。例えば最近、「樺坂46」という日本のアイドルグループがナチ的な衣装を着てステージに出てしまっ、すぐクレームが来て、謝ったということがありましたけれども、ああいうこと

は考えられない。

それはなぜかという、刑事規制されているからなんです。例えばヒトラーの『わが闘争』も、——個人として持っていることはわからなければいいんですけども——これをインターネットのオークションにかけるとか、個人で2冊以上持っている、これは逮捕の対象になってくるわけですね。非常に細かい。こうした刑事処罰の実績を積み上げていく中で、ドイツは過去を反省する政治文化をつくり上げていったのではないかと考えています。

きょう紹介するのは民衆扇動罪ですけども、これは、1960年に特定の民族集団や宗教的マイノリティなどに対して憎悪をあおったり、公の場でナチズムを礼賛するような行為を禁止し、処罰する法であります。

具体的には、レジュメの中に表がありますけれども、現在、1項から6項まであるのですが、処罰に関しては1項から4項まででして、1項で、憎悪をあおり、人間の尊厳を傷つける行為を禁止しています。その右側に処罰の程度が示されていますので、これは3カ月以上、5年以下の自由刑です。2項が、憎悪をあおる文書等の流布、広めることの禁止ですね。ここにはインターネットも含まれています。3項で、ホロコースト否定の禁止ですね。もしくは意図的に矮小化したりすることを禁止しています。

4項で、集会とかデモなどでナチ支配を賛美したり正当化することを禁止しています。

重要なのは、これがすべて刑事処罰だということです。日本でもヘイトスピーチの問題は、最近、扱われるようになりましてけれども、例えば去年成立したヘイトスピーチ対策法もこれは処罰規定がない理念法です。ヘイトを受けた側も、基本的に自分で民事訴訟を起こさないといけない状況にあるわけです。だから、日本は刑事規制の導入には非常に及び腰であるというのは、皆さん、ご存じのとおりだと思います。

現在、EU諸国の大半がヘイトクライムとかヘイトスピーチを刑事規制していますけれども、ドイツで民衆扇動罪が導入されたのは1960年ですから、かなり早いわけですね。で

は、それはどうしてかという、1950年代に、まさにナチズムの復活を画策するような勢力が非常に強かったからなんです。

例えばホロコースト生存者が、おまえもガスで殺されていればよかった、みたいなことを人前で言われる。直接的な契機になったのは、1959年の年の暮れにドイツ全土のユダヤ人墓地が墓石を倒され、ハーケンクロイツが落書きされたという事件がありまして、それを受けて、この民衆扇動罪が導入されたわけです。

民衆扇動罪 ——時代の要請に合わせて拡張された

ただし、この130条ですが、これは時代の要請に合うように何度か拡張されてきています。例えば第3項の導入は94年です。

これはなぜかという、ドイツ統一後に非常に修正主義的な言説が盛んになってきて、ホロコーストはなかったとか、アウシュビッツではノミしか死んでいないみたいなことが言われるようになった。これを個別のケースで対応していると、追いついていけないということで、一括して否定をした者を処罰するという、否定の行為が立件できれば処罰するという形で導入されています。

さらに、第4項ですけれども、集会などにおけるナチの賛美の禁止ということになります。この導入は2005年ですけれども、その背景にあったのは、実は、ベルリンにホロコースト記念碑という非常に大規模な施設がありまして、いわゆる国家におけるホロコーストの位置づけを示す施設になっているわけですが、これが完成したのが2005年の5月です。最初から、完成する前から、このホロコースト記念碑の横でネオナチがデモをする可能性が非常に懸念されていて、それを最初から防がないといけないということで導入されたのが4項です。

いろんなやり方があるんですけれども、この民衆扇動罪と、例えば4項に関しては、集会法というまた別の法律を適用させまして、ナチが礼賛される可能性があるような集会自体を最

初から開かせないことを決定できる。そうすると、ヘイトスピーチが発生するような機会自体を封じ込めることができるわけですね。

こうみても、130条が規制するヘイトの対象は、第3項と第4項ではナチズムに関係するものに限定されるんですけども、1項と2項は特にどの集団に対するヘイト行為を禁じるという限定はありません。ただ、もともと民衆扇動罪が導入された経緯は、ユダヤ人を守ることが主眼点だったわけですけども、時代とともにヘイトの対象が変わっていきます。例えば90年代はネオナチによるトルコ人移民への襲撃が問題とされるようになりますから、これも適用されますし、例えば現在では、シリア難民ですね。これに対するヘイト行為が頻発しているので、これも悪質なケース、公の場でなされる行為に対しては適用されています。

シリア難民のケースでは、特に2項なんですけど、2項は憎悪をあおる文書等を流布させることですが、これは、現在、先ほども言いましたように、インターネット上の言説も含まれるわけですね。したがって、ツイッターとかフェイスブックのコメントも、悪質性が高いと民衆扇動罪が適用されます。

これに関し、ドイツでいま法案が出されています。民衆扇動をフェイスブックとかインターネット上で行った場合、企業の側、例えばフェイスブックであるとかツイッターの側が24時間以内にそれを削除しなかったら、企業に対して巨額の罰金を課すという法案を通そうとしていまして、その罰金の最高額が61億円というふうに言われていますので、相当厳しいものです。

表の有罪件数をみましても、括弧に入っているのは2014年で、括弧に入っていないのが2015年、最新のデータになりますが、トータルを出すと、大体600件近い数になるんですね。14年から15年にかけて非常にふえていることがわかりまして、これがシリア難民の流入によるものなのかは、はっきりとは言えませんが、相当な増加があるようです。ここには1人で130条の複数の項に同時に違反することもあると考えられますので、単純な総数とは言えない

のですけれども、決して少ない数ではないのではないかと思います。

ホロコースト否定の禁止条項——歴史修正主義を封じ込める意図

私は、本業としては歴史の研究者なんですけれども、この民衆扇動罪に関して歴史の研究者として非常に興味を持っているのが、第3項のホロコースト否定の禁止です。これは、ホロコーストの歴史的事実を否定したりとか、意図的に矮小化することを禁じていまして、日本でいうところの歴史修正主義を封じ込める意図を持っています。

日本においては、二次大戦の歴史に関しては政治家が修正主義的発言を繰り返す、また、最近もアパホテルの例が記憶にありますけれども、ホロコーストに関しては、ドイツは歴史の歪曲を個人的な見解ということで放置させない体制がつくられているわけですね。このホロコースト否定の禁止が適用された例がどれくらいあるかというと、2015年は100件を超えていますので、やっぱり例外的なケースとは言えないのではないかと思います。

この情報が私にとっては非常におもしろいのはなぜかといいますと、刑法でもって歴史解釈が守れるのかという疑問を突きつけるからでして、例えば日本で慰安婦に関する歴史的事実を歪曲したり、部分的に否定したりすることを刑法で禁止するとしたら、これは機能するだろうか。多分、しないと思うんですね。

逆に言えば、国家が法を通して否定してはならない歴史というものを決めるということは、どこか非常に危ういものがありますよね。したがって、こうした刑事規制、史実の否定に対する刑事規制が機能するためには、幾つかのハードルがあると思うんですけれども、まず、客観的な歴史研究が進んでいるかどうかですね。また、教育を通じて史実が社会においてきちんと認知されているかということも重要かと思います。

つまり、最終的にはこういった歴史について

自由に話せるような雰囲気があるとか、民主主義の浸透と客観的な歴史認識が、刑事規制の機能を担保することになるわけですね。したがって、こうした条件がない国では、逆に言論統制に使われる可能性が非常に大きいのではないかと思います。国家というのは、みずからの行為を正当化する歴史観を教科書の認定などを通して浸透させようとする傾向がありますので、法律でもって特定の史実を否定することを禁止するのは、ある意味ではもろ刃の剣であるというふうに考えないといけないわけですね。

ですので、先ほど、多くのEU諸国はヘイトクライムとかヘイトスピーチを刑事規制しているとお話ししましたが、ホロコースト否定を明示的に禁止している国は、EU内では半分ぐらいの数になります。大抵の北欧諸国は規制していません。したがって、これがEUの共通見解というわけではないわけなんですけれども、もう一度考えてみる必要があるのは、ドイツの場合は、ドイツの恥部である歴史、ナチズムの歴史を否定することを禁止しているわけです。われわれが危惧している、国家による歴史観の押しつけとか、そういったものと逆のことをしている、という点が重要なのかなという気がします。

こうしてみると、ドイツでは、過去に対する姿勢において、非常に強固な社会規範が確立しているように見えるんですね。それは、戦後社会が非常に厳しく刑事処罰を行ってきたためではないかと考えます。

あした、ドイツ大使がここにいらっしゃるようなので、あまり大声で言うことはできないんですけれども、ドイツ人というのはルールを決めると徹底して守るような傾向がありまして、それはこのヘイト関連だけではなくて、ナチ犯罪人の訴追という点にも非常に徹底しております。例えば現在でも、ホロコースト加害者、ホロコーストに関与した者は、70年前——多分、もっと前なのだと思うんですけれども——それ以上前の犯罪を理由に、本当に人生の最後の最後で刑事被告として裁判になっているんですね。実際に有罪判決も出ています。

われわれからすると、これだけ時間がたっているから、もういいのではないかという気分に

なってくるわけですが、一つ判例が出ると、解釈が変わると、それにのっとって粛々と進めていくわけですね。そうした積み上げが半世紀も続きますと、社会規範というのを実体化させていったのではないかなと考えます。

集合的な記憶とポストメモリー

最後、3つ目ですが、第3部では記憶について扱ったわけですが、この点においてもドイツと日本は大枠においては比較が可能なと考えます。実際、われわれはもうすでに戦争の当事者不在の時代に入っていますね。個人の体験に基づく記憶から、徐々に集合的な記憶、社会的な記憶、さらに文化的な記憶というものに記憶の形態が移っている時代です。

集合的な記憶をどういうふうに理解するかについてはたくさんの論がありまして、記憶というのは個人のものだから、集団とか集合がこれを継承するなんていうことはあり得ないという、ある意味で生物学的な記憶の捉え方もあるんですけど、いま、一般的に学術の世界では、集合的な記憶というものの研究が非常に盛んになっています。

それは、個人の色々な、ばらばらな記憶の中から、社会が重要だとみなすものとか、次世代に伝えたいと望んでいるものとか、もしくは国家がその正当性を主張するために有用なものなどが選択されていって、これが形を与えられていく中で集合的な記憶が形成されるという考え方です。

この集合的な記憶というのは、例えば博物館とか記念碑、教科書、小説とか映画といった媒体を通して維持されて、また強化されていくものです。したがって、戦争直後の社会が有していた記憶というものと、現在の社会が戦争の記憶と理解しているものは、かなりもうすでに形も力点も違うものになっているわけです。

それゆえ、次世代に伝えられていく記憶というのは、もともとのものとは同じではもうない。ただし、時間の経過で記憶の重要性が減じるかというと、必ずしもそうではなくて、むしろ、

選択されて記憶が蒸留されていって、純度が高まるイメージですので、ウイスキーみたいな感じですけども、かえって人々から特定の感情とか反応を引き起こす記号として機能することがあると思います。

例えばまた韓国の例を出しますと、現在、慰安婦像をめぐる運動を主導しているのは、比較的若い世代ですよ。もちろん、かれらは当事者ではないわけで、少女像に関して当事者である高齢のハルモニたちは、もう非常に後ろのほうに退いている印象を受けますよね。

したがって、ここでは慰安婦という歴史事実よりも、当事者ではない若い世代を動員できる、慰安婦をめぐる社会的記憶のあり方を、実は、われわれは考えるべきなのです。

では、当事者ではないのに、記憶の力が減じていかないのはなぜなのか。それを考えるために、本書では「ポストメモリー」という言葉を紹介しております。

ポストメモリーとは何かといいますと、もともとはホロコーストの生存者の子どもたちの間で使われるようになった言葉です。ホロコースト生存者というのは、見た目といいますか、外部からすると普通の人にみえるんですよ。だけど、実際に一緒に暮らしてみたりとか、自分がその人の子どもであつたりすると、何か非常にトラウマを抱えていて、一つのことにやたらとこだわったりとか、強迫観念が強かったりとか、やっぱりどこか人格が崩壊しているような部分が多々ある。こういう非常に親密な関係の中でホロコーストについて常に聞かされたりしていますと、だんだん聞いている側、親というものを体験している側の中に、一種のホロコーストの記憶のようなものが形成されていって、同時に、親のトラウマも子どもに引き継がれていくというのが、ポストメモリーの考え方なのです。

ただし、当然、当事者の記憶と第2世代もしくは第3世代の記憶というのは、全く似て非なるものですので、子どもたち、もしくは孫たちのケースもありますけれども、彼らは体験者への感情移入をするとか、自分で想像するとか、

もしくはインターネットを使って調べたりとか、本を読んだりすることによって、ポストメモリーというものを増幅させていくわけです。

ですので、ポストメモリーという英語の言葉を、「後づけの記憶」というふうに訳してよいのかなと思いますし、もちろん、体験者の記憶とは似て非なるものであるという意味では、「記憶の後に来るもの」というふうに訳してもいいのではないかと思います。

こうした当事者不在の時代の記憶は、欧米ではさまざまな問題を含んだ形で現出しています。当事者でない者たちによって、ホロコーストの社会的記憶が生産されて、また再生産されて、いわば社会全体がこのポストメモリーの担い手になっているような状況にもみえるわけです。

例えばヨーロッパに行きますと、もう至るところに戦争のメモリアルがありまして、特にドイツ、ベルリンは、記念碑の首都と言われていくほどですので、犬も歩けば記念碑に当たってしまうという、そういう状況ですね。

また、これはドイツだけではなくて、例えばアウシュビッツの年間訪問者数は大体 150 万人ぐらいです。いわゆるダークツーリズムが全盛なわけです。日本もそうですけれども、いわゆるホロコースト映画というのは、必ず毎年、公開されています。こうした映画は、大抵教育的な観点からもやっぱり推奨されることが多いので、マーケット的にも一定の成功をおさめています。

つまり、出来事から時間が経過すればするほど、普通、記憶というのは弱まっていくのですが、逆に、記憶が社会に氾濫してビジネス化するという状況が生まれているわけです。

ナチズム＝ホロコーストの図式で記憶される第二次世界大戦

これは一概に悪いとは言えないと思います。ただし、特定の理由で特定の記憶が繰り返し示されて、再生産されていくと、歴史事象の理解にも影響を与えるようになると思います。例え

ば現在の欧米の若者の歴史認識においては、第二次世界大戦といえど何かと聞かれると、圧倒的多数がホロコーストというふうに答えるわけですね。ナチズム＝ホロコーストという図式になっているわけです。

ただし、こういった認識は、実は、80 年代以降にでき上がるもので、それ以前は、ナチズムというのは、どちらかというと、ユダヤ人に限らない、ポーランド人とかその他の人々も含めて、全ヨーロッパ的な暴力の記憶としてあったわけですね。それが知らないうちにナチズム＝ホロコーストというような認識に移ってきてしまった。

これは日本でも同じかと思います。戦争といえますと、大抵、広島・長崎というのが最初に出てくるわけですが、本来はそれぞれの日本人が経験した苦痛とか恐怖とか悲しみとか、こういった記憶が当事者の消滅とともに平坦化していった、同時に、特定の事項に焦点化されていく状況です。したがって、記憶といっても、社会的な記憶というのは、すでに何度もふりかけられていて、特定の理由で残ったものが次世代にリレーされていくわけです。

そう考えると、われわれは8月の終戦のあたりになると必ず、「忘れるな」とか「記憶を次世代へ」といったようなことを言うわけですが、実は、ここで問うべきなのは、われわれは一体どの記憶を次世代に伝えよと言っているのかということなんです。

また、私たちがあまり認識していないのは、当事者不在の時代の記憶というのは、相当部分を想像力に頼っているということです。われわれが体験してない過去を思い起こそうとしたら、想像力に頼るしかないわけですね。だから、博物館、歴史博物館に行ったりとか、沖縄に行ったらガマをみたりとかするわけですから、われわれは想像するためにそういうところに行くわけですね。

実際の体験か想像の産物か区別できないハイブリッドな記憶

この点からスタートしますと、戦争の記憶と
いいましても、実は、もうどこからどこまでが
実際の体験に基づいていて、どこからが想像の
産物なのかというのは、もう区別はできない。
実は、かなりハイブリッドなものになっている
ということが言えます。

こうした状況では、ときには記憶を捏造した
り、体験者になりすます人が出てきます。記憶
にあると思いますが、数年前に従軍慰安婦に関
する偽証の「吉田証言」を、朝日新聞がずうっ
と使ったのか、使ってないのか、たたかれたこ
とがあったと思うんですよね。

ただし、こういった記憶に関する偽証は、実
は、ホロコーストに関しては全く珍しいもので
はなく、戦後直後から当事者になりすます人
というのは常にいたんですね。それは、なりす
ます理由がやっぱりありまして、終戦直後は補
償を得るためだったりとか、もしくは小説を書
くためだったりとかするわけです。したがって、
吉田証言でたたかれた朝日の肩を持つわけでは
ないんですけれども、あのときの論調をみま
すと、やっぱり本物の記憶というのがあるはず
だという大前提があったように思います。小さ
な偽証というのは、多分いろんなレベルで発生
しているわけで、そこだけを取り上げて慰安婦
問題の全体像を切り崩すやり方は、非常に修正
主義的だと私は思っていましたので、ちょっ
とコメントさせていただきました。

したがいまして、戦争の記憶というのは、も
うすでにフィクションからノンフィクション
まで含む非常に雑多なものに依拠しています
ので、実は、もう何が本当の記憶なのかはよく
わからない。集合的記憶というのはそういう性
質なんだと理解しつつ臨むことが必要なわけ
です。こうした記憶が次世代へと忘れてはなら
ない過去という形で伝えられていつているわ
けですね。

ただし、これは客観的な歴史事実を次世代に
伝えようという試みに意味がないと言ってい

るわけではなくて、この点を強調しておきたい
んですけれども、記憶が非常にハイブリッドで
あるからこそ、事実を伝える試みの重さという
ものが増していくということです。

ヨーロッパではホロコーストの記憶が支配
的なものとして定着していますけれども、それ
はなぜかという、記憶の維持に対して非常に
大きな労力が使われて、お金もつぎ込まれて、
政治力もつぎ込まれているわけですね。だから、
こうした記憶は次世代へ残っていくわけです。

対照的に、情報が意図的に隠蔽されていたり
とか、教科書に書かれていなかったりとか、イ
ンターネットで検索できない、こういうものは
必然的に忘れ去られていきますので、そういう
意味で、未来の記憶の形をつくるのは現代のわ
れわれであるということが言えます。

最後になりますけれども、いま現在、ちまた
ではフェイクニュースというものが氾濫して
おりまして、事実とそうでないものとの境界が
かなり流動的になっているわけです。言ってみ
れば、オルタナティブファクトの積み上げが次
世代の歴史認識を形成するようになる可能性
もあるということができます。

このオルタナティブファクトが知らないう
ちにファクトになってしまうという事態をわ
れわれは防ぐ必要があります。それをこの場
において報道関係者の皆様にお願ひしまして、
きょうの報告を終わらせていただきたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。（拍
手）

質疑応答

司会 ありがとうございます。骨太で深い
話が随分あったような気がします。

二、三、私から質問させていただきます。

武井さんが、今回、こういう本を書かれ、こ
ういう分析をされた動機なんです。ある程度書
かれていますけれども、先生はこれまで、『戦
後ドイツのユダヤ人』（白水社、2005年）とか、

『ヒトラーの娘たち——ホロコーストに加担したドイツ女性』（ウェンディ・ロワー著、武井彩佳監訳、明石書店、2016年）とか具体的な事例を主に扱ってこられたと思うんですけども、こういう総合的、理論的分析を今回されることになったきっかけとか動機はどんなものでしょうか。

日本とドイツの戦後——どうして違いが出たかを明らかにしたい

武井 遠景ですけども、かなり漠然としたバックグラウンドとしては、アジアの和解がどうしてここまでこじれてしまっているのだろうかという疑問ですね。

ドイツのケースをみていくと、日本においては、ドイツの戦後処理はとにかくすばらしいみたいなイメージがある程度あったと思うんですが、具体的にみていくと、非常に現実的で、規範性というのは後からついてきているんです。状況としては、多分、日本の場合もドイツと同じような経過をたどったはずなのに、どうしてこんなに違いが出てしまっているのだろうと考えていったとき、こういった形である程度構造的な部分を明らかにする本を書かないといけないのではないかと思います。

司会 その構造の流れの中で、ドイツも、イスラエルも、ユダヤの人たちも、やはり戦後の冷戦下で自分たちが生き延びるために、むしろ、国家、国益のためといいますか、道徳のためではなくて、そういう流れで動いた結果が、いまのような形に積み上がったという解釈だと思います。その中で、私が驚いたのは、ドイツが相当早い段階からイスラエルという国に対して補償、お金と武器供与、それから諜報活動の共有化をしていた。しかも、それを国民にはあまり知らせずにやっていたということなんです。

これは、もうすでにオープンになっていることなんです、われわれのいまの常識でいうと、イスラエルはアメリカが基本的には保護して、世界戦略の中でやってきたんだという感じな

んですが、実は、ドイツのほうが最初はアメリカ以上にそういうことをしていた。そのときに、アメリカとドイツの間には何か役割分担みたいなものがあつたんですか。

武井 アメリカは、基本的には60年代以降にならないと、ケネディ政権以降にならないと、イスラエルへの非常に強力な肩入れはしないんですね。それ以前は、むしろ、フランスがイスラエルに最も近かつたんですけども、フランスは、ちょっと本でも書きましたけれども、やっぱり旧植民地の独立問題が北アフリカにありますので、あまりユダヤ人側に肩入れできなくなって、アラブ側、親アラブへと転換していきますので、イスラエルとしては頼める人には誰でも頼みたいという状況だったのだと思うんです。

アメリカはそういったドイツの加担——加担ではないですけども、尽力というのは、当然知っていますし、それは回りに回るとアメリカにも当然利益があるわけです。なぜかという、例えば武器なんかは、アメリカがドイツに売ったものですね。これがドイツ連邦軍の武器になるわけですけども、これが古くなると、その武器をイスラエルにドイツがあげたりとか、時には有償で供与したりするわけですよ。で、ドイツは最新の兵器をまたアメリカから買うという形になる。冷戦体制というものが、そもそも非常に密接な国家の協力関係がないと維持できないということがありまして、全て冷戦に還元させるというのも難しいかと思うんですけども、やっぱり和解の大きな要素が冷戦であつたというふうな見方をしています。

司会 本にも触れられていますけれども、結果的に、イスラエルに加担したことは、アラブ問題、パレスチナ問題といった新たな問題をつくることになるわけですが、それに対してドイツの国民の意識はどんなものなんでしょうか。

武井 たしかに補償をすることがイスラエルの経済を強化して、同時に軍事的にも強化するのは明らかなので、アラブ世界は反対しますし、実は、ドイツの外務省は非常にアラブ寄りですので、イスラエルへの肩入れには基本的に反対していました。

ただし、65 年まで国交はありませんので、基本的には首相と防衛大臣の裁量みたいな形で武器供与もなされるといった状況でして、ほとんど国民には知らされていない。60 年代の末になって、ようやく武器供与が明らかになって、大きなスキャンダルになって、結局、無償で武器を渡すのはやめるんですけども、一回でき上がってしまった関係というのは、ひっくり返すのは非常にデメリットが多いんですね。

特に軍事的な関係とか経済的な関係というのは、維持すること自体にメリットがありますので、そうすると、そんなに大きな転換はなくて、結局、無償で武器をあげるのはやめても、経済援助とか、今度はオープンな軍事援助という形に切りかわっていきます。ドイツ国民は比較的パレスチナ問題に同情的でしたので、国内でもイスラエルに肩入れする政治家は非常に人気がない。

例えば「デア・シュピーゲル」(Der Spiegel)という雑誌がありますが、オーナーのルドルフ・アウクシュタインという人がいたわけですが、彼なんかは非常に親イスラエルだった。そういった雑誌に対して、学生運動の時代になったりすると、襲撃が起こったり、国民は反対はしているんです。

現在もドイツ人の大半はイスラエルへの支援はよくないと思っているんです。だけど、基本的な姿勢は変化していません。ずうっと戦後一貫してイスラエルを支えるという点においては変更がないですね。

司会 わかりました。では、皆さん、質問があればどうぞ。

記憶はいつまで続くか——政治問題がある限り

質問 最初のところで、ドイツ・イスラエル関係と日韓関係の比較があったんですけども、これはすごく多面的な問題で、何か一つだけではとても切れないのではないかと。民族を抹殺しようとしたということと、少なくとも日本

が朝鮮民族を抹殺しようとしたことはないわけで、その辺は非常に根本的な違いがあるという気がします。あるいはドイツとほかの国、ポーランドやギリシャとか、何かあれば、またナチの過去が蒸し返されるということがあるので、ドイツと周辺ヨーロッパ諸国が和解しているわけでもないということもあります。

もう一つ、最後のほうの記憶が浄化されていくプロセスがあるということで、非常に興味深いんですけども、ではそういう浄化の過程はいつまで続くのだろう。第二次大戦の記憶がどんどん浄化されていって、例えば 100 年先とか 150 年先というのも、何か純化されて語られていくのかどうか。記憶というのはだんだん衰退していくというか、薄れていくという方向もあるので、その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

武井 最初の日韓関係については、私も門外漢でございますので、私の印象としてはそういうふうに見えるということです。ご指摘のとおり、民族を最後の一人まで抹殺しようと試みたのは、多分、ナチズムにおいて他はないわけですので、当然、ドイツの出発点としてナチズムの断罪が最初にあったのは当たり前ではあるんです。

やっぱり出発点がかなり違うので、ある意味では、完全にナチズムを否定できるような最初の戦後の出発点に立っていたドイツのほうが、あらゆる意味でやりやすかったと思うんです。日本の朝鮮支配の性格はいろいろ言われておりますけれども。多面的にみると、当然、私が提示した見方は、まずまず舌足らずだということは事実だと思います。

2 つ目、記憶がいつまで続いていくのかということですね。これは、それに関連した政治問題がある限りはあるのではないかと。ドイツも、多分、これ以後、いま、2017 年ですけれども、これから記憶はどんどん薄れていくと思います。なぜかという、贖罪の時期はもうすでに終わっていて、そういった記憶を持ち上げる時代というのも、多分、もう 2010 年ぐらいで終わっていると私は思っています、これからどんどん実はノーマル化し

ていくのではないかと思います。

当事者が完全に不在の時代になると、加害者であり続ける理由は、若い人には全く見当たらないわけですので、新しい記憶の形というのが、多分、この20年ぐらいで出てくるのではないかというのが予測ですね。

アジアのケースは、政治問題がある限りは続くと思います。それが記憶というものの形をとっているだけであって、本質はやっぱり政治の問題なのだと思います。

質問 先生の本の中に、戦争犯罪人に対する外国の裁判の有罪判決は認めない、と1958年にドイツ連邦最高裁が判断しているとあります。この外国の裁判所というのは、ニュルンベルク国際裁判所のことでしょうか。

武井 そうです。

質問 そうだとすると、それで通ってしまうものなのかなと思ったんですね。同一の文脈で、アデナウアーが謝罪はしてないと書いてあったのですが、それはどういう意味においてそうであったのか。制度的に非常に徹底していたという話の枠組みの中で、そこがよくわからないので、もうちょっと教えていただけますか。

ドイツ人とユダヤ人は同じ言語を話した

武井 ニュルンベルクの判決を受け入れるか、受け入れないかというのは、芝健介先生が『ニュルンベルク裁判』（岩波書店、2015年）という非常にしっかりした本を出しております、そこにも書いてあるんですけども、基本的には受け入れてないんです。

だけど、結局、ドイツはみずからの意思でもって裁くことをするわけです。ですので、日本とこの点が逆なんですけれども、認めなかったけれども、自分たちでやっていく姿勢を示して、現在に至っていますね、裁判を受け入れるかという点においては。

だから、法的な意味では受け入れてないことになりすけれども、実態としては受け入れて

いるから、ずうっと訴追を行っているという解釈になるのではないかと思います。

もう一つは、アデナウアーの謝罪があったか、なかったか。一般的に、ドイツがイスラエル、ユダヤ人に対して謝罪をしたというふうにみなされているのは、補償への声明ですね。アデナウアーの声明なんですけど、文言だけをみると謝ってはいないです。

そもそもユダヤ人の側から、人の死に対してはいかなる償いもないという姿勢が示されていまして、補償をする、謝って償うということではなくて、基本的にはホロコーストで難民化した人を受け入れた、そのコストを肩代わりしますというのが補償声明の大前提なので、別に謝る、謝らないは、実は関係なかったんですけれども、実態としては謝罪だったわけですね。

本当の意味での、例えば「許しを乞う」とか、謝罪の言葉を実際に言うようになるのは、もっと後の時代でして、例えば大統領のヨハネス・ラウが明確に許しを乞う、「われわれの罪を認めて許しを乞う」みたいな発言をイスラエル国会でしたのが2000年。かなり最近ですね。

ただ、どの言葉を使うとか、これを言ったから謝罪であるというふう考えること自体が、多分、われわれの日本人的な発想であって、言葉というのは彼らにはあまり重要ではないんですよ。当然、謝るスタンスがあって、その後どれだけ和解への姿勢を具体化するかとか、物質化するかとか、どうやって実現していくかという、そのプロセスのほうが大事なので、謝ったとか謝ってないとかというのは、実はそんなに重要ではないのが彼らの戦後処理の形だったんですよ。

だから、ある意味では、私はうまくいったのだと思います。つまり、最初に謝るという姿勢を示しておいて、その後は粛々と実務をこなしていくわけですよ。実務をこなすと、生活がよくなったりとか、メルセデスが持てるようになったりとか、いろんな意味で人間の心というのはほぐれていきますので、そちらのほうがむしろ和解の実態としては重要で、謝った、謝って

ないということにこだわり続けると……。

物的なもの以外に償いをはかるものは、実は、この世の中、ないではないですか。“目には目を”の世界であったら、死に対しては死で償ってもらうことができますけれども、それをしないのが国際社会であるので、そうしたら、物的な基準でしか苦痛というのはいはかれないわけですね。

その点、ドイツとユダヤ人の間には非常に類似性がありまして、こういう言い方をするとちょっと難しいんですけども、やっぱり同じ「物的な言語」を話したというのがあると思います。だから、互いに落としどころがわかるので、向こうが「お金がないから払えないよ」というふうに言ったら、「では、お金ができるようになったときにまたお願いしましょう」ということで、ずうっと交渉の糸が切れない形で続いていくんですよ。尺度として同じものを使っているから、やっぱりブレークスルーもできるんです。

だから、アジアのケースは、謝罪とか反省とかということに双方がこだわり続けていることにも、ちょっと問題があるのではないかというふうには私は思っています。

質問 この目次の中で、ユダヤ人マイノリティ社会の復活とあります。ユダヤの社会でアフーマティブ・アクションの政治というのは、具体的にどういうことなんでしょうか。

武井 これは、ドイツ政府による国内のユダヤ人マイノリティへの姿勢のことを言っています。ユダヤ人に対しては、例えばユダヤ系の人々がドイツに移住してくるケースを非常に優遇して受け入れたり、ほかの普通の移民と比べるとかなり優遇された人々がユダヤ系の人だったんですね。そういった、一種、特惠待遇を国内のマイノリティに対してずうっと与えてきていますので、ユダヤ人社会も復活しましたし、そうでなかったら消滅していたはずなんです。それが、現在、10万人ぐらい、ドイツにユダヤ人コミュニティというのがあるんですけども、そのことを言っております。

過去を克服したドイツを誇るというアイデンティティ

質問 どうしてドイツの世論というか、社会全体がこんなに大きく変わったのか、不思議なんです。2年前に、シリア難民をメルケルさんが無制限に入れると言ったとき、フランスのインテリたちは非常にがっかりしたというか、屈辱を感じたわけですね。むしろ、フランスがやらなければならないことをドイツができた。ドイツはフィヒテの国であって、国民（民族）国家。人種とかドイツ語という国だったのが、むしろフランスがフィヒテの国になってしまったのではないか。それは、戦後のドイツがユダヤ人に対する姿勢とか、ヨーロッパに対する和解に成功して、国家として非常に倫理的に高い国になったんだと手放しで、本当に参ったという感じだったんですね。実際にドイツ人がシリアの移民を駅で待ち構えて大歓迎しているところは、びっくりしたんです。ドイツは人種主義の国だろうという偏見を持っていたものですから、どうしてそこまで行くことができたか。

武井 シリア難民をメルケルが受け入れると言って、実際にみんな駅に迎えに行ったのは、本当に戦後ドイツの社会規範のなせるわざだと思います。最初は全くそうではなかったわけですから。

人間というのは、それだけの長い期間、こういうモデルに向かっていきましょう、こういう教育は正しいという方向性を与えられると、やっぱり内面化していくのだと思います。

（日本記者クラブ取材団で）ドイツ・イスラエル訪問のときにも感じたんですけども、高校を訪問しまして、そこで、ホロコーストについて知ろうという高校のクラスだったんです。驚いたのは、16歳ぐらいの子どもたちなんですけれども、教科書に書いてあるようにすらすらと、なぜこれをやらないといけないのか、これを勉強することにどういう意義があるのかみたいなことも、すらすらと言えるんですよ。

ここには、非常に確立した社会規範があるの

で、まずそれから外れることのほうがリスクが大きいわけです。ただし、それは言われるからやっているというよりは、もう本当に内面化されてしまって、ドイツは過去を克服してきたんだ、このわれわれの努力は誇るに足るものであるというアイデンティティになっている。ですので、子どもたちが駅に行ってお出迎えというのは、非常によくわかります。彼らは規範をアクトアウトしているといいますか、いま現在、それが彼らのアイデンティティなのだと思うんですね。

フランスの側から言いますと、移民ですね、アラブ系の移民、イスラム教徒の移民と、マジョリティ側の歴史認識の間に非常に大きなギャップがあるというのは事実でして、これはドイツの場合ですとトルコ系の移民ですね。

つまり、優遇されてこなかった労働移民の子どもたちを、歴史教育においてどうやってドイツ的な、つまり、ホロコースト中心的な歴史教育の中に取り込むかという、大きな問題があります。やっぱりトルコ系の移民からすると、何でホロコーストを勉強しないといけなくのかということになるわけですね。だけど、私たち訪問団がみたように、そのクラスには何人か移民の子どもたちがいたんですけども、やっぱり同じように理念を語っていましたね。

もちろん、成功しないケースはありますから、当然、そこからテロリストが出たりですとか、反イスラエルを掲げるような人が出てきたりというのはあるんですけども、歴史認識、特にホロコーストに関しては、フランスとドイツの状況はかなり違いますね。フランスのムスリム系の移民とフランスのユダヤ人との亀裂はものすごく深いので、これは埋めることはできないと思います。

巨額の個人補償を負担したドイツ

質問 日本の一部の歴史修正主義者たちが言っていることは、「ドイツ人は戦後処理が楽だった。全部ナチのせいにしてしまい、自分たちは全然関係ないと割り切ってもらえるから、

ドイツ人はハッピーだね」。こういう言い方をする人がよくありますが、これについて、そんなことはないんだと、どういうふうに彼らを説得できるか、ちょっと教えてください。

武井 これは単純に、「戦後のドイツ人は巨大なお金を払っています」ということで反論できると思います。楽ではないです。トータルで、補償だけでも、賠償とかを抜いてですよ。賠償というのは国家間のものですので、例えば工場を解体して持って行ってしまったりですとか、生産物をそのまま持っていかれたりする形の賠償とは別に、個人補償、個人ですね。国の枠を外したところで9兆円ぐらい補償しているんですね。

額からしても相当なものです。これ、日本と額で比較できるかというのは非常に難しく、まず日本の場合は賠償と補償の明確な区別がない。基本、賠償しかないという考え方です。ドイツの場合は、補償と賠償は分かれていますので、まず計算できる元の数がないというのがありますが、90年代の半ばぐらいの時点で、日本国民の負担額の何倍でしたか、多分、本のどこかで書いたように思うんですけども、5倍ぐらいだったかな。それぐらいの額をもうすでにドイツが払っていると大蔵省の人間が言った、とい書いてある本がありました。それは90年代の半ばですので、まだまだその後、ドイツの補償は続いていて、強制労働の補償は2000年によく解決するわけですので、現在もまだ補償は続いていますから、楽だったか。それはいいですね。お金の面から言っても、圧倒的に負担はドイツのほうが大きいです。

父親の責任を問う世代対立は楽ではない——68年の学生運動

質問 楽だったというのは、ドイツ人は全部ナチのせいにした。日本人はそうはいかない。日本は戦争責任を清算していません。そういう点で、「ドイツ人は楽だね」という言い方をする人がいますが。

武井 全てナチのせいにしたということ

ですが、ナチの中で戦後処罰された人はごく一部なんですよね。あとの人たちは、基本的にみんな、社会の中に普通に帰っていきますので、明確な断絶はないんです。50年代、60年代、そして学生運動になるまで、基本的にドイツ社会はナチズムの延長線上にある人たちによって担われていたわけです。「彼らのせい」にできるというのは、実際には自分の父親だったり、隣のおじさんだったりするわけですよね。それが心理的に楽だったとは思わないですね。だから、68年の学生運動において非常に暴力的な形で世代間が対立したんだと思います。

司会 いまのお話は、外のナチスではなくて、内なるナチスを批判せざるを得なかったということですね。

武井 そうですね。

司会 わかりました。

では、最後に一つだけ、アジアの和解についてですけども、先ほどあったように、少なくとも朝鮮半島の植民地支配と一民族抹殺とは違う、バックグラウンドが違うけれども、ただ共通点も幾つかあると思うんですね。

例えば一つは慰安婦像です。加害国として記憶の形をどう捉えるか。それからもう一つは、中国に対しては明らかに侵略です。これに対して、例えばその侵略に伴って出てきた南京虐殺みたいな、それを事実として定着させて、それに対して社会的にどう統制するのかという話。その辺は何か共通点なり得られるものがあると思うんですが、アジアを考えた場合に、今回、先生がお気づきになった点とか、言いたいところはどのようなことでしょうか。

武井 うーん、難しいですねえ。

やっぱりアジアの政治経済ですね。中国が社会主義、とりあえず共産主義国家としてずっと残ったというのが大きな違いでして、また政治利用がないわけではないというのもやっぱり事実だと思うんです。歴史の政治利用がなされてないとは絶対言い切れない部分がありまして、この辺がちょっと難しい。そういう意味では、ヨーロッパは東西に分かれていましたので、冷戦下では東のイーストブロックと西側とい

うのは分かれていて、その西側の中でどんどん和解が成立していくわけですよね。で、その冷戦が終わった後、ようやく東側へと手が差し伸べられたという状況です。アジアの場合は難しいのは、中国とか北朝鮮とか、まだ戦後の体制がずうっと続いているところがあるところに困難さがあるのかなという気がしないでもないです。

「フェイクニュースは修正主義と同じである」

司会 わかりました。先生、きょうはありがとうございました。

もう2年前になりますが、最初に来ていただいたときに（ゲストブックに）書いていただいたのは、「想像力」ですね。それから、今回書いていただいたのは、「フェイクニュースは修正主義と同じである」。何かつけ加えることはございませんか。

武井 歴史の研究者としては、現在の国際社会の方向性にすごく危機感を持ってしまして、特にアメリカですけども、修正主義ですよ。歴史に限らずですが、例えば気候変動がないとか、そういったことを言う人は、ほんとの「キワモノ」だったのが、そうではなくなったときに……。

われわれ、修正主義の封じ込め方というのを何となく学んできていたんです。彼らは「トンデモ論」でわれわれの土俵の上に上がろうとするから、それを無視することができていたんですね。無視すれば、修正主義はある程度封じ込めることができるってわかっていたのですが、それをレベルを超えたところでやってしまう人が出てきたとき、もう対応のしようがない状況が生まれているような気がしまして、非常に不安定化しているなと思います。

本当に事実とそうでないものの境界線がどこにあるかわからなくなってきています。社会の多くの人にとっては、境界線はどこにあったっていいんですよ。どこにあってもいい人が多いから、やっぱりトランプ大統領が出てくるわ

けですから。これをどうすればいいのか。これは私にはちょっとわからず、皆様のお知恵をおかりしたいところですね。

司会 では、きょうのところは終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

武井 ありがとうございました。（拍手）
（了）

「ドイツ戦後処理の再検証」

『＜和解＞のリアルポリティクス——ドイツ人とユダヤ人』（みすず書房、2017年）

第1部 ドイツとイスラエルの＜和解＞

第1章 対イスラエル補償

第2章 国家的軍事支援

第2部 ユダヤ人マイノリティ社会の復活

第3章 アファーマティブ・アクションの政治

第4章 刑事処罰と創り出される社会規範

第3部 記憶

第5章 犠牲者の記憶

第6章 加害者の記憶

第7章 記憶のその先へ

今日のテーマ

- ①イスラエルとの和解におけるリアルポリティクスとは
- ②刑事処罰が作る社会規範
- ③当事者不在の時代の記憶の在り方

①イスラエルとの和解におけるリアルポリティクスとは

▶ドイツの戦後処理に関する「規範的」イメージ

▷▷和解は経済的・軍事的な領域で展開

▷▷和解を「制度的」に支えた構造の分析が必要

▶補償＋軍事支援の二本立て

▶最大の要素は「冷戦」

ドイツ：政治的・軍事的西側統合の必要性

イスラエル：経済的・軍事的国家建設、中東紛争の中での国家の存続

▷▷戦後西側体制はかつての敵対者の和解を前提

▷▷「上から」もたらされた和解

▶「謝罪のジェスチャー」の重要性

▷▷物的な補償には本質的な瑕疵があり、完全には解決しない

参考：マイケル・サンデル『それをお金で買いますかー市場主義の限界』（2014）

▷▷ドイツは謝罪とナチズムの断罪を基本原則としたため、犠牲者との関係性が安定

▶日韓関係

▷▷冷戦という大きな対立構図の中ではリアルポリティクスは効果的

▷▷ポスト冷戦の時代では個人が前面に出るゆえ効果薄

②刑事処罰がつくる社会規範

▶二本立ての刑事対応

- ▷▷過去になされた犯罪の処罰（ナチ犯罪者の訴追）
- ▷▷現在の「ナチ的犯罪」の規制・処罰
 - ・ナチ的な政党は違憲（基本法の民主主義的基本秩序に反する政党の禁止）
 - ・ナチのシンボルの使用の禁止
 - ・ナチ・プロパガンダの禁止
 - ・死者の記憶の冒涇の禁止 などなど

▶刑法 130 条「民衆扇動罪 Volksverhetzung」（1960～）

- ▷▷ヘイトクライム・ヘイトスピーチの刑事規制
- ▷▷導入の背景：1950 年代の反ユダヤ主義的事件の頻発
- ▷▷時代に合わせて拡張
- ▷▷トルコ人移民や近年の難民に対するヘイトも対象

刑法 130 条（民衆扇動罪）による有罪判決数 2015 年（2014 年）

刑法 130 条（民衆扇動罪）	処罰	有罪判決総数	総数中、男性 によるもの	総数中、21 歳以下 の青少年によるもの
1 項（憎悪を煽り人間の尊厳を傷つける行為）	3 カ月以上 5 年以下の自由刑	410 (263)	363 (238)	46 (45)
2 項（憎悪を煽る文書等の流布）含：インターネット	3 年以下の自由刑または罰金刑	65 (57)	59 (52)	8 (9)
3 項（ホロコースト否定、矮小化）1994 年	5 年以下の自由刑または罰金刑	106 (79)	95 (74)	10 (9)
4 項（集会・デモでのナチ支配賛美・正当化）2005 年	3 年以下の自由刑または罰金刑	8 (5)	7 (5)	0 (2)

▶日本では

- ▷▷「ヘイトスピーチ対策法」2016 処罰なし
- ▷▷被害者が自ら民事で争う必要性

▶民衆扇動罪の第 3 項：ホロコースト否定の禁止

- ▷▷ホロコーストの歴史的事実の否定、意図的な矮小化を禁止
- ▷▷歴史修正主義の封じ込め
- ▷▷国家が否定してはならない歴史を決める？——言論統制の危険性
- ▷▷刑事規制が機能する条件：客観的な歴史研究、史実への社会的認知、自由に議論できる雰囲気

＝民主主義の浸透と客観的な歴史教育が、刑事規制の機能を担保

③当事者不在の時代の「記憶」の在り方

▶個人の記憶から集合的記憶（社会的、文化的記憶）への移行

- ▷▷雑多な記憶の中から特定の意図で選択され、形を与えられ、様々な媒体（記念碑、祝日、教科書、映画・小説など）を通して維持される
- ▷▷時間の経過で重要性が減じるとも限らない（例えば慰安婦をめぐる記憶）

▶「ポストメモリー postmemory」

- ▷▷ホロコースト生存者の子供たちが使い始めた言葉
- ▷▷密な接触により体験者の記憶やトラウマが子の世代へと継承され、非当事者に「記憶のよななもの」が形成される
- ▷▷体験者の記憶≠ポストメモリー、「記憶の後に来るもの」「後付けの記憶」

▶ヨーロッパにおける記憶の氾濫

- ▷▷記念碑、ダークツーリズム、映画など
- ▷▷歴史像の変質
- ▷▷過去を詐称し、当事者に成りすます者たちの登場

▶戦争をめぐる社会的記憶はかなりハイブリッド

- ▷▷「実体験」に基づくのか「想像」によるのかもはや区別は困難
- ▷▷それゆえに事実を伝える試みの重さが増す

▶未来の記憶の形を作るのは私たち——「オルタナティブ・ファクト」が「ファクト」になることを許すのも私たち？